

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	8 791	739	7 415	637

(注) 共同相続人中に民法903条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 50 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	8 740	891	153	1 031	93	1 647	597
1000万円以下	(5 377)	(489)	(80)	(550)	(45)	(920)	(370)
5000万円以下	2 824	543	113	501	58	726	176
1億円以下	(1 556)	(292)	(58)	(244)	(30)	(402)	(99)
5億円以下	3 797	247	23	435	24	667	295
5億円を超える	(2 492)	(154)	(17)	(255)	(13)	(390)	(191)
算定不能・不詳	1 000	40	1	57	1	103	70
	(667)	(19)	-	(38)	-	(59)	(46)
	555	8	-	13	3	47	24
	(367)	(7)	-	(5)	(2)	(25)	(15)
	47	1	-	-	-	1	1
	(29)	(1)	-	-	-	-	-
	517	52	16	25	7	103	31
	(266)	(16)	(5)	(8)	-	(44)	(19)

(注) () 内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 49 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのある事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	199	84	38	14	18	8	37
配 偶 者	17	4	5	2	2	3	1
子	155	66	30	10	13	4	32
そ の 他	27	14	3	2	3	1	4

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのある者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」
遺産の価額別—全家庭裁判所

土 動 産 地 そ の 他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物 そ の 他	現 動 産 そ の 他	土 現 地 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等	土 動 産 ・ 建 物 ・ 他	土 動 産 ・ 現 金 等 ・ 他	建 動 産 ・ 現 金 等 ・ 他	土 現 動 地 産 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等 の 他
43	174	20	149	2 712	185	100	52	893
(20)	(117)	(15)	(97)	(1 766)	(122)	(67)	(39)	(680)
15	57	11	45	451	35	18	7	68
(6)	(35)	(7)	(24)	(269)	(20)	(12)	(5)	(53)
19	81	5	72	1 377	88	44	29	391
(11)	(59)	(4)	(50)	(928)	(65)	(30)	(21)	(304)
4	16	1	16	436	34	24	8	189
(2)	(12)	(1)	(12)	(300)	(22)	(16)	(5)	(135)
1	4	1	3	249	16	11	3	172
-	(3)	(1)	(3)	(155)	(8)	(7)	(3)	(133)
1	-	-	-	17	3	2	-	21
(1)	-	-	-	(9)	-	(1)	-	(17)
3	16	2	13	182	9	1	5	52
-	(8)	(2)	(8)	(105)	(7)	(1)	(5)	(38)